

# 福岡県公報

平成十八年三月二七日

嘉麻市に係る部分を次の図面のように定める。  
(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環  
いて縦覧に供する。)

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び嘉麻市役所に備え置

四百四十一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十三号）の一部を次のように改正する。

告 示（第六百一十四号—第六百三十号）

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

# （環境保全課）

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部

改正  
(環境保全課) ..... 一

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に

## 規定する区域の指定の一部改正 （環境保全課）

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

（環境保全課）

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部

改正  
(環境保全課) ······

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の

部改正  
(環境保全課) .....

## ○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課)

## 告示

הנְּצָרָה

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示）

第千七百十二号) の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡県知事  
麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、山田市、稻築町、碓井町及び嘉穂町に係る部分を削り、

福岡県告示第六百三十六号  
特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡県知事 麻 生 渡

別添図面のうち、山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町に係る部分を削り、嘉麻市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第六百三十七号  
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡県知事  
麻生  
渡

指定地域に係る図面のうち、山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町に係る部分を削り、  
嘉麻市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び嘉麻市役所に備え置  
いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第六百二十八号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福

岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町に係る部分を削り、嘉麻市に係  
る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び嘉麻市役所に備え置  
いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第六百二十九号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月

福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町に係る部分を削り、嘉麻市に係  
る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び嘉麻市役所に備え置  
いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第六百三十号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三  
号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

福岡市博多区東公園七番七号

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県（総務部行政経営企画課）

販印 壳刷 株式会社 箱崎ふ頭六丁目六番四一號

定価 一箇月一三五〇円（税込・郵便料別）

福岡県知事 麻生 渡  
井町、嘉穂町」を削る。  
一のイ中「、山田市」を削り、「宮若市」の下に「、嘉麻市」を加え、「稲築町、碓